

財団法人埼玉伝統工芸協会理事長の専決処分について

（平成2年3月27日）
議決第 1号

第1条 理事長は、理事会が成立しないとき（定足数に達しないとき）、又は緊急を要する事項で理事会を招集する暇がないと認めたときは、その議決すべき事件を専決処分することができる。

第2条 理事長は、専決処分した事項については、次に開催される理事会にこれを報告し、承認を求めなければならない。

附 則

この専決処分に関する事項は、平成2年4月1日から摘要する。